

(註) 「蓮如宗主門下制約」の條

〔一一二一〕 建武年中行事

この月に最勝講おこなはる、かねて日次をさだむ、もやの御れんたかくあげて、御帳のかたびらまきて、御さをとりのけて、本尊をかけたたり、四ヶ大寺東大興福、延暦、圓城、僧の中にけいこのきこえあるを、かねて撰さだむ、

(註) 五月五日の條

〔一一二二〕 東大寺續要錄 佛法篇

近代法侶纒受諸宗之流、雖借修學之名、勸疎于稽古學倦、于鑽仰法水之枯竭、惠命將終、盡其哀惜之餘、爲勸後學一兩之結構、普驅諸宗始儲此會、以備永代之佛事、

(註) 「興隆世親講事」の條

〔一一二三〕 東大寺續要錄 佛法篇

建久七年、一寺之法侶兩宗之碩才、爲佛法住持、爲鑽作稽古、各相議始斯講、

(註) 「世親講始行事」の條

〔一一二四〕 東大寺續要錄 佛法篇

因茲講衆等互歎此事、各相議曰、本講○世親講之外、每迎三季新修講行、欲繼法命、而諸衆皆同心一會、無異議、即相當俱舍論一卷、令定每季之所談、講問一座論匠三雙、可_レ行之云々、

(註) 「三季講始行事」の條

〔一一二五〕 東大寺續要錄 佛法篇

正治三年正月晦日、於彼院家被始行問題講、即俱舍一卷中書數帖之論義、即賦數輩之學徒、勵多日之稽古、遂展一日之梵筵、致二座疑問、於今月爲第四卷、

又令講讀仁王經上下兩品、

(註) 東南院問題講始行事の條

〔二一六〕門葉記第九十一

則以建久六七兩年、遂屈百口學徒始開七日之講肆、先達四十人隔日二十人參會講場、講衆六十人每日十人參勤講問、各參會之後、當座以孔子賦定所作次、講師一人問者五人、番論義二雙也、講衆者問答當疏之文理、拭梅延之賢、先達者互吐立破之辯說、諍身子之智、滿山大衆隨喜見聞之間、全無誹謗之詞、同有讚嘆之稱、六箇日如此、至第七日就三密之軌儀、供兩部之諸尊、以無動寺大乘院爲其道場、數日聽聞之倫、感悅興隆之盛、略中凡自彼建久六年至于今年、承元二年十四箇年也、最初年講淨名疏、次大經疏也、是則時々學者習學久廢文籍疎遠也、硯德成議廣學勸人、次四箇年欲停止講會之間、邪魔不勝佛德、慙披玄義一卷、次々三々卷終三箇年、

(註) 「天台勸學講緣起」の條

〔二一七〕門葉記第九十

十月朔日勸學講始行七箇日

結衆六十人 東塔三十人、西塔十八人、横川十二人

人師四十人 東塔二十人、西塔十人、横川八人

已上僧名百口、一山之中清撰碩才補之

勤行次第

先達四十人隔日二十人參會講場

講衆六十人 每日十人參勤講問、講師一人、問者五人、番論議二雙

供料

先達四十人人別十五石、合六百石

講衆六十人人別五石、合三百石

大學頭一人百石

布施

絹百十匹、綿千五百兩

曼荼羅供勸學講結日修之

導師一人、讚衆六口

三塔密宗學徒之中撰器用請之

(註)「無動寺行事」の條

〔二一八〕野山名靈集
卷第一

毎年八月廿一日より十日の間此院において學業を試ことあり其儀嚴重なること筆紙に盡べからず其間關東の御下知として一山の諸法事普請鳴物等かたく禁制せらる此衆は一山の中殊に才器を擇て二十人を集む着座しおはるとき奉行の僧二十個の圖を以先祖前に獻じ往古は本尊にも獻せしといふ次

に列衆に賦るその圖にあたるを以講師とす則龍猛の釋摩訶衍論十卷無畏の大日經住心品疏五卷大師製作の十卷書已上廿五卷を以毎年一卷を講ず始終暗記して書に向はず講畢て後滿座論議あり例せば儒門の進士に舉せられて後才に依て官階に昇が如く此勸學會の新衆を勤て會衆の名を得て後才器に隨て大刹を領じ初學を教示すべきなりされば文祿年中、東照宮御登山のとき此會の事を具に聞召て昔天平延曆の頃、勅有て定られし度科及第の舊風唯當山に残れるもの歟尤殊勝の事なりと玉ひけり抑此勸學會の濫觴は右大將賴朝卿衆徒の學業勸勵のために請て設られし所なり弘安の頃北條相模守時宗此會の嚴重精密なるを隨喜して、秋田城介泰盛を奉行として勸學院を造營すまた花園院綸命を賜りて、肥後國岳牟田庄を寄附し給ひ後醍醐天皇建武二年に彌惠學を勵ますべきの旨、綸旨を下され、且講師の名を記して後代に残さしめ給ふといふ

(註)「勸學院講會」の條

〔一一一九〕東寶記第六

依道我僧正少時權勸發自性上人我實創令講心經祕鍵已剋鎮守八幡宮未剋西院御影堂聽衆濟々異門正道所成群也○中從其以來爲永格定春秋二季傳法會每季卅箇日子今令相續者也兼帶學衆多之故秋季談義被傳十月畢學頭最初雖爲一人建武二年了賢法印學頭之時親海大僧都加補自爾以後爲二人次學衆最初七人次十二人後十六人漸々加增畢

(註) 〔二季傳法會〕の條

〔一一二〇〕東寶記第六

每月十五日鎮守講

應長二年壬二月廿六日鎮守御影堂兩所談義以後於鎮守八幡宮始行論義○中正和四年賴寶法印補任學頭職之以後以每月十五日爲式日○中每月廿一日論義

正和五年三月廿一日始行之爲衆中私發願十六口學衆結番於御影堂勤行之○中之

八祖論義

爲勤學衆役於御影堂勤行之八祖忌日三月廿一日大師六月十五日不空七月朔日龍智八月十五日金剛智十月八日一行十月十八日龍猛十一月七日善無畏十二月十五日惠果云々

康安二年以來於三月廿一日論義者付學衆方畢自貞治四年十月七祖論義興行諸衆皆參○中略

五日十座論義

康安三年甲十月十日於御影堂始行之道我僧正入滅之剋爲後宇多院報願之由依有被申置之旨所及此沙汰也證義二人兩學論義衆十人內學衆八人隔年勤仕之於不足二人者四人學頭傳法會學頭二人令舉門弟等守護六度兩經隔年講讀之結座新寫仁王經開題演說

(註) 「論義條々」の條

〔一一二一〕東實記第六

後醍醐院元亨二年^{戊壬}三月廿一日、於御影堂始行之、勸學衆五人、新補讀師二人^{經然了賢}、但於開白者、本學頭賴實法印勤仕之、配文菩提心論、

(註) 「勸學會談義」の條

〔一一二二〕雍州府志四

在鳥戶山麓紀州根來寺覺鑊之派而眞言新義之道場也、其法流日衰、^略中今代惜之擇殘僧之中傑出之者、偶有二人、其一人令住長谷寺小池坊、其一人令住智積院、是爲兩能化、再興新義之法、流使導所化僧、每年自十月朔日至同月十二日修論義、而十二月十二日修法事、是謂報恩講、所化僧來集者及七百餘人、寺產有五百石、智積院地始號祥雲院、元豐臣秀吉公之幼子祥雲院殿之墓

所而妙心寺南化和尙住之、和尙者信長公之歸依僧也、爾後有故移祥雲院於妙心寺、其跡爲智積院也、

(註) 「智積院」の條

〔一一二三〕元亨釋書卷第七

鶴岡八幡神祠開八講席、講衆以爾之深教乘延爲證義、

(註) 「釋辯圓」の條

〔一一二四〕元亨釋書卷第六

副元帥平時賴聞隆之來化、延居常樂寺、軍務之暇命駕問道、平帥乃啓巨福之基趾、構大禪苑、請隆開山說法、東關學徒奔湊佇聽、

(註) 「釋道隆」の條

〔一一二五〕元亨釋書 卷第二十九

唱道者演說也、昔滿慈子鳴于應真之間焉、自從吾法東傳、諸師皆切於論導矣、而廬山遠公獨擅其美、及大法瓜裂、斯道亦分、故梁傳立為科矣、吾國向方之初、尙若彼、又無剖判焉、故慶意受先泣之譽、緣賀有後讚之議、而未有闕闕矣、治承養和之間、澄憲法師挾給事之家學、據智者之宗綱、台芒射儒林而花鮮、性具出舌端而泉湧、一昇高坐、四衆清耳、○中寬元之間、有定圓者、園城之徒也、善唱說、又立一家、猶如憲苗種、方今天下、言唱演者、皆効二家、

〔註〕「音藝志」中「唱道」の條

〔一一二六〕東大寺續要錄 佛法篇

即自寶治三年正月廿二日、於彼院家撰一宗而嘔廿人之學徒、點二季而始、七十日之談義、偏歎三論一宗之衰微、令談中百十二之論疏、精談窮淵底料、簡涌才智、每日講問、一座以當所大事、為疑問、講問之後談義之前、以先日披講之所、

令復讀、其間差定復讀師疑問者、問者一々舉疑、講師重々令答、加之諸衆同出不審、滿座各散疑滯、仍冰水當惠日而解、朦霧迎覺月而晴、三論之法命依之可繼、一宗之智燈為之可挑、

〔註〕「新院談義事」の條

〔一一二七〕高野春秋編年輯錄 卷第九

山王院最勝講成問答論議格也、

〔註〕文永十一年五月二十八日の條

〔一一二八〕高野春秋編年輯錄 卷第十

自今日刻至十四日三箇日、於會堂有即身義論談、初日、亥海、二日、覺和、三日、定劍、十問十講、自兩學頭至衆分、御施物、各有品、

〔註〕正和二年八月十二日の條

〔一一二九〕 叡川義方

一 宿老ノ曰ク、論義セバ、講師ノ通會ヲ聞テ而シテ後ニ座ヲ立ヨ、又論義ニ常ニ算、題ト云事ハ、宗要義科共ニイワヌガヨキナリ、譯ハ平日ノ論義ハ彼ノ舊時ノ即座ニ論ズル時ノ事ト同ジキ故ヘ、大堂ノ豎義杯ノヤウニ屹ト定リタル算、題トハ違フナリ、又所立ノ能立ノト云事モ、常ニハ云ヌ筈ナリ、是モ上ニ同ク只常々ハ義勢ノ講答ノト云フベシ云々、大僧正豪雲ノ説、良諶云、所立能立ノ名ハ本ト因明ヨリ出タリ、又宗ノ事モ因明ノ宗因喩ノ中ノ立宗ナリ、

一 所作ノ事、最初ハ弱々、後次第強キヨシ、
 一 譯不知題者ノ眞似ヲスル人ハ、物眞似師ナリト人ハ呼ナリ、
 一 論義ノ筋ヲ不違分別ノ事、問題ニテ工夫セヨ、又夫ニテ疑ヒ不解、初答ニテ功夫セヨ、又疑ル引辭ニテ功夫セヨ、是ノ引辭ノ事ハ、ツマラバ可用、此ノ三條分別スレバ、論義ノ筋不違也、

一 題ニテ致ス論義、初答ニテ致ス論義、進ミニテ致ス論義、可見分、

(註) 「論義古實」の中「論義言遣作法」の條

〔一一三〇〕 叡川義方

一 凡ソ一家ノ宗ノ師ノ文ヲ引ク、佛經ト同ク皆ナ音ニテ引ク、其ノ中二月隱重山舉扇曉之、風息大虛動、樹訓之ノ文、九重ノ淵ノ底、驪龍領下珠ノ文ハ、訓ニ引テ不苦、扱テ又止觀第五之一^五以觀觀昏即昏而朗、以止止散即散而寂、如猪摺金山衆流入海、薪熾於火、風益求羅ノ文ハ、半バ音ニ引キ、如ノ字ヨリ訓ニ引ク、此レハ古來ヨリ如此引キナラハセリ、多分此ノ文バカリ也、
引ナラハセト云ベシ、引クセト云ベカラス、
 辨ナラバナヲサネバナラヌナリ、

一 荆溪已上ハ音ニ引ク、輔正記已下ハ末ヘノ師ト云テ訓ニ引ナリ、傳教大師慈覺モ已ニ同ジ、有ル宿老ノ曰ク、慈覺ノ釋ヲ文ニ音引クハ前唐院ノ八講ニ限ルト、左モ有ベシ、傳教大師ノ文ヲ音ニ端文ニスル事モ、淨土院

長講會ノ外ニハ聞カヌナリ、

一論義ノ候ヲ、南都ハソフロウト引キ、三井ハソロト云、山門ハソウト云也、

一ベイ、南都ハベウ、北領ハ凡テベイト云、

(註) 「論義古實」の中「論義言遣作法」の條

〔一一三二〕 叡川義方

一題者ノ作法言ハ不可似ナリ、學者應了知ナドノ類也、

一問端ト乍云旨趣ト云事不可好ナリ、

一趣向ト云言不可好、

一此題目トハ不苦、此算題ト云言題者言也不可好、

一御引證ト云事、問答トモニ不可云、是ハ天台荆溪引經文言也、

一傳教大師トハ不遺、山家大師ト可使也、或吾山根本大師ト使ベシ、

一慈覺大師トハ不遺、前唐院大師ト可遺、

一智證大師トハ不遺、山王院大師ト遣フ、或ハ後唐院大師ト使フベシ、寺門ニハ曇祖ト云、

一慈惠大師トハ不遺、御廟大師ト可遺、

一蓮實房大師トハ不遺、寶幢院中古明匠ト可使勝範事、

一惠心先德トハ不遺、楞嚴先德ト云、但シ楞嚴ニモ前先德、後先德ト使フヤ

ウ有之、覺超僧都ヲ後先德ト云フナリ、

(註) 「論義古實」の中「論義言遣作法」の條

〔一一三三〕 吾妻鏡 第六

件大佛師職者成朝先師相承連綿無絶、所謂定朝、覺助、頼助、康助、康朝等也、先祖五代之間、覺助、頼助等之時、御寺雖有炎上事、乍置大佛師、他人全無令勤仕御佛等、況彼覺助、頼助、凡僧之間、奉御佛造營事、御供養之時、昇綱位畢、今成朝任相傳例、可奉造營之處、他佛師等各々致濫望、面々令奉仕、愁歎之至、無物取

喻、是則故平家時就其所緣申請之故也、但其中雖有號定朝弟子之輩、更不可比肩於茲成朝、云重代、云器量、採用之處、誰謂非據、無其骨者、不可訴申、當事御佛奉仕之輩、被尋勝劣、無其隱歟、早任先師相傳理、如申請被停止他佛師等、成朝一向可奉造營御佛之由、欲被仰下、就中東金堂御佛等、成朝守宣下勤仕之處、依奉造營鎌倉殿御堂御佛、成朝白地下向關東之間、院性致所望令勤仕云々、事若實者、其恐不少、任道理被裁許者、彌知正理不朽矣、仍大概勒在狀、言上如件、

(註) 文治二年三月二日の條

〔一一三三〕 快元僧都記

京番匠彦左衛門子亦三郎、八足門可令建立之由被仰付、六日被召上、○中白壁師彌六父子、樓門之上、彩色之足代結之、可入物見具、麻布、膠米、桶炭等也、不能具錄、自十七日彩色了、青、黃、赤、白、黑、○中奈良番匠之内二人、本國江歸、

人者於路次被討之由申、今日聞之、神之御暇不出歟云々、○中鎌倉大工鑿始、諸奉行宮中エ群集、○中今日奈良塗師七郎左衛門尉、小田原住居久、○中緣敷板事、去年仕殘、奈良大工方被申付了、大門事者、京大工之手者共上倉、入木屋云々、

(註) 天文三年より同五年に至る記事

〔一一三四〕 花傳書

抑風姿花傳の條條、大方外見の憚、子孫の庭訓のため注すといへども、ただ望む所の本意とは、當世此道の輩を見るに、藝のたしなみはおろそかにて、非道のみ行し、たまたま當藝にいたる時も、ただ一せきのきせう、一旦の名利にそみて、源を忘れて流を失ふ事、道すてにすたる時節と、これをなげくのみなり、然れば、道をたしなみ藝を重んずる所、わたくしなくは、などか其徳を得ざらん、殊更、此藝、その風をつぐといへども、自力よりいづるふるま

ひあれば、語にも及びがたし、そのふうを得て、心より心に傳ふる花なれば
風姿花傳と名付く、

(註) 「第五、奥義」の條

〔一一三五〕吾妻鏡 第卅五

奴婢雜人男女子息之事、有其沙汰、十歳内可被付父母、十歳以後、就年記可有
御成敗、於京都族者、不及御口入云々、

(註) 寛元元年十二月廿二日の條

〔一一三六〕實隆公記

大工來、子舊多加首服云々、今日同道來、依歡樂不對面、一盞可令祝著之由申
付了、

(註) 長享三年正月四日の條

〔一一三七〕病間長語 卷二

風俗媮薄にして、人々便利を事とする故に、鎌倉以降は、出代奉公と云ふこ
とを設けたり、

(註) 出代奉公 年期奉公

〔一一三八〕常山紀談 卷之十一

石田治部少輔三成は、近江國石田村の百姓佐五右衛門といふ者の子にし
て、幼かりし時佐吉と言しが、家貧しく近き邊の寺に遣りて在りけり、

(註) 「石田三成が事」の條

解説

『日本西教史』に「子生るれば直ちに冷水を以て之を洗ひ、身體をして強からしめ且空氣の害を塞ぐといふ」と書かれてあつて〔九五六〕、この時代の日本の教育が、恰もスバルタ教育を髣髴たらしめるように描かれてゐるが、その眞偽は別として、この時代の教育方法、殊に武士教育の方法が、訓育中心の極めて嚴格なものであつたことはかうした叙述からも想像し得ると思ふ。

一般武士家庭の子弟は勿論父母に依つて教育されたものであらうが、上流武人の家庭に於いては屢々乳母がその任にあたつてゐる〔九五七・九五八〕。而してこの乳母は孰れも獻身的にその子弟の養育に従事し、或る場合には自己乃至はその一族の生命をも犠牲にしてその責任を果してゐる場合が尠くないのである〔九五九・九六〇〕。

幼時の訓育に關しては前掲『日本西教史』に「敢て外國人の及ぶ所にあらず」として、恩威並び行はれ、柔剛時に應じた理想的訓育状況を述べてゐるが〔九六一―九六三〕、これは外國人の觀察であるから、必しもそのまゝは受け取り得ないが、『常山紀談』に竹中重治がその子左京に軍物語をしてゐる途中、左京が廁に立たうとしたのを怒つて「爰に溺をたるゝとも軍物語の大事の席を立つ事

やある」と言つて教訓した逸話などから想像して〔九六四〕、嚴格の中に相當武士としての自負心に訴へた訓育が行はれたのではないかと思ふ。

吾妻鏡の記録を拾つて見ると、武士の元服とか甲着、首服等の儀式は、大體六歳乃至十五歳の間に行はれてゐる〔九六五―九七四〕。これに依つて見れば鎌倉武士は、大體十五歳前後から一人前の武士としての取扱を受けたものであらう。十歳未満では幼童と考へられてゐたし〔九七五・九七六〕、兵家追討軍には十七歳以下のものは許されなかつた〔九七七〕。女も大體この年齢で一人前の女性として取扱はれた〔九七八〕。

青年となれば多くは父の下にあつて弓馬の練習を試み、或は戰場に赴いたのである。父が子を伴つて戰場に赴くことは、立派な教育であつて、父は常にかくの如き教育的意圖を以つて子を伴ひ〔九七七〕、戰場に臨んでは絶えず未経験な子を指導した〔九七九―九八一〕。更にこの時代の父は身を以つてその子に範を垂れようとする教育的態度を常に忘れなかつた〔九八二・九八三〕。武將も亦その郎等に對して自ら範を示すのが普通であつた〔九八四〕。泰時の如きも「主だにも射ざらんには増て郎従も叶なん哉」と述べてゐる〔九八五〕。父がその子に對して身を以つて範を垂れるといふ態度はやがて訓育上に於ける父の地位を極めて確乎たらしめた。父母の教訓といふものが絶對的なものと考へられ、それがこの時代の武士家庭に於ける子弟教育上重要な役割を果してゐるのである。

秋田景盛がその子義景に諷詞を加へたとか、正成がその子正行を櫻井の驛に呼んで庭訓を遣し、更に正行の母がその遺訓に基いて教訓を興へたとか、蒲生大膳が幼なくて母の戒を守つて自害した如き〔九八六―九八八・六五六〕、この時代に父母の訓育上の地位が極めて重要なものであつた事實を物語るものである。

父がその子孫に遺す家訓といふ教育形式は前時代からあつたものであるが、この時代から一般的となり、鎌倉以後廣く武士家庭に行はれるに至つた〔九八九―九九三〕。中世末期にはかうした家訓が武士の家庭教育の方法として廣く用ひられたことは、現在まで残されてゐる家訓が相當數に上つてゐることに依つても明瞭である。而してその内容も亦次第に家庭教育的なものより社會教化的なものへと變化してゐる〔九九四・六五一〕。

父以外にこの時代の教育者として、指導的役割を果したものに僧侶がある。この時代の僧侶が武士の精神生活の指導者として最も重要な地位を占めてゐたことは、幾多の資料から想像し得る〔九五五―一〇〇〇〕。頼朝と文覺、泰時と明恵、時宗と道隆との關係の如き歴史上有名である。家康もその幼時は臨濟寺の雪齋に兵書を讀み習つたと傳へられる〔一〇〇一〕。

武士が公卿について教を乞ふたといふことは、義家が頼通に兵法を學んだといふ有名な話があるが〔一〇〇二〕、鎌倉以後は詩歌管絃の文化的教養以外に、公卿を精神的指導者と仰ぐことは尠

なかつたであらう。

尙はこの時代の武士の教育方法として注意すべきことは、古式、慣例といふものが非常に重んじられたといふことである。故實を師とするといふ態度は、恐らく武士のみならずこの當時の一般的風潮であつたのであらう。戦に於いても故實といふことが重んじられたし〔一〇〇三〕、其他一切の行事に故實が規準として考へられた〔一〇〇四―一〇〇七〕。

室町末期から戰國時代になると、武士の子弟が家を出て諸國修業に遊歴するといふことが行はれてゐる。兵法修業が主であらうが、他人と接して武を磨き心を練るといふ、戰國武人特有の教育方法がこれに依つて想像せられる〔一〇〇八―一〇一〇〕。亦この頃から武藝の町道場といふものが現れて、武藝の習練は多くかうした場所に於いて行はれるに至つたのである〔一〇一一―一〇一二〕。

この外武士の家庭に於いては、戰爭物語をして子供に聴かしめるとか〔一〇一三・九六四〕、戰爭の繪巻物を興へるとか言ふことが、教育方法として行はれてゐた〔一〇一四〕。書物、手本に依る學習も亦或る程度は行はれてゐたものであらう〔一〇一五・一〇一六〕。

この時代の公卿の教育方法は主として前代の繼承であつて、特に新しいものは認められない。普通の家庭であれば乳母が付き、母自ら養育するとか僧侶に依つて養育されるとかは特殊の場合であつたであらう〔一〇一七―一〇二二〕。元服着袴の式は大體に於いて武士の場合と同年齢で行はれ

たが、併し鎌倉から室町に至るに従つて次第に元服の年齢が後れてゐる。室町時代には十七歳で元服した例が尠くない〔二〇三三—一〇三八〕。元服の方法は大體武士と同一であつた〔二〇三九〕。學習年齢に關しては、後鳥羽天皇は御年七歳で御書始の儀があり〔二〇四〇〕。後伏見天皇は御年七歳から琵琶を學ばれた〔二〇四一〕。一般公卿も大體に於いて六歳乃至は七歳頃から文學的教養を開始したものであらう〔二〇四二・一〇四三〕。併し一人前の大人として取扱はれるのはやはり武士と同じく十七八歳からであつた〔二〇四四〕。學習は多くの場合親乃至は師匠に就いて行はれたらしいが〔二〇四五—一〇五〇〕、その外僧侶に就いて聽聞するといふ方法もこの時代の公卿の間には最も屢々行はれてゐる〔一〇五一—一〇六二〕。

學習方法としては前代から行はれてゐた秘傳、傳授といふ方法が重んぜられ〔二〇六三—一〇六六〕、古實古例も尊重された〔二〇六七〕。鎌倉時代には講讀といふことが主であつたが〔二〇六八・一〇六九〕、室町時代に入ると單に文字を読む許りでなく講釋講談といふ方法が一般に行はれた〔二〇七〇—一〇七六〕。随つて講釋のない讀書を文字讀として區別されてゐる〔一〇七七・一〇七八〕。讀方教授法もこの時代には相當考慮せられてゐる〔二〇七九・一〇八〇〕。習字は依然重要な學習内容であり〔二〇八一〕、古典の書寫も行はれてゐる〔二〇八二〕。

訓育方法としては、幼時に行はれた宮參りもその一つであらうし〔二〇八三〕、着袴の後は、男女

同席を禁じてゐたことが『玉葉』に見えてゐる〔一〇八四〕。

寺院の僧侶教育に就いてまづ問題とすべきは兒童子であるが、その種類にも色々あり〔一〇八五〕、この期になると入寺の後受戒得度を期する者と別項に識すやうにこれを期さぬものとが判然とあらはれて来る。得度受戒の年齢について『右記』や『後宇多法皇御遺告』には十三歳位から十九歳までとせられてゐるが〔一〇八六・九四四〕、多く二十歳位までの間に受戒してゐる〔一〇八七・一〇八八・九三三・七七九〕。童子達は家を離れ寺に同宿して〔二〇八九—一〇九二〕、如上の學道、遊藝を勵んでゐたものであらうが、又種々の役目も課せられてゐる〔一〇九二—一〇九五〕。尙ほ兒童子の修習の方法のうち、兒論議のこと等注目すべきであらう〔一〇九六・一〇九七〕。

具足戒を受けて緇徒となつて後の修學について特に規定せられたものもあるが〔一〇九八〕、この時代の修學の仕方は、所依の宗旨はあるけれども、矢張り専門の學場や良師高德を慕ひ、笈を負つて各地に遊學掛錫し、諸宗兼學の功を累んだことを見るべきであらう〔二〇九九・一一〇〇・九三三・九四〇〕。更らに五山の禪徒達の中には儒學等の師に就て教を稟けたものも見え〔一一〇一・九三五〕、室町の頃には支那へ渡つて禪等を修めた僧徒が多い〔二〇九五〕。

度制の弛廢、世亂の影響によつて中世の寺院には緇徒が雲集し、出世研學の志なきものも多く、比叡、高野等の僧徒の暴舉は知られるとほりであるが、これについて、僧徒の武を修めることが

度々禁じられてゐるし、「二〇二」、又この期中頃以降屢々寺院止住の僧徒數も制限せられてゐるやうである。「二〇三」。緇徒の教育に關する方法上の規定は諸宗、諸寺、諸師等によつて、それぞれになされてゐるが、それらを通じて、前時代の規定に比すればその禁制の條件等が自由になつてゐるし、「二〇四・二〇五」、又新興の禪や「二〇六―二〇八」念佛（七七七・二〇九・二一〇）諸宗の規定が目につく。

次に講會等についてみると、最勝講等も行はれてはゐるが「二一一」、この期になると儀式的なるものから内容的なものに轉じて來てゐることを見逃してはならぬ。即ち注意すべきことは鎌倉新興の諸宗の外に南都佛教がこの時代に活潑に復興せんとした。或は六宗の緇徒相議したりして「二一二・二一三」、内容的な講會が始められてゐる。「二一四・二一五・二一六」。同時にまた天台（二一六・二一七）眞言（二一八・二二七・二二九―二二二）の二宗もやはり論議等を中心とする諸講會を設けてゐる。その他この期に於ては鎌倉鶴岡の法會等も注意すべきであらう。「二二三」。

この外、宗旨の聖典につくといふことも尊重せられてをり（七七七・一〇九八・二〇九）。その他説法や唱導等のこともあるが「二二四・二二五」、特に中世的な特色として論議が擧げられよう。論議の仕方については、その組織（二二六―二二八）や作法（二二九）から、經文、疏釋等の讀み方（二三〇）や言葉遣ひ（二三一）までも規定せられてゐる。

庶民の教育方法は明瞭でない。この時代は職業は多く親子相傳であり（二三三）、然もそれが相當分化し、専門化せられて來てゐるから（二三三）、各職業ともその技術の傳習には相當努力が支拂はれたものと見るべきである（二三四）、吾妻鏡に依ると奴婢雜人男女子息十歳以内は父母に付けらるべきことを規定してゐるから（二三五）、十歳頃までは父母の手に依つて養育されたものと見られる。庶民の子弟にも元服といふことが行はれてゐる例が認められる（二三六）。鎌倉以降出代奉公といふ制度が現れてゐるから（二三七）、貧困な庶民の子弟は武家町人の下に奉公に出て、これが徒弟制度を確立せしむるやうになつたのであらう。三成の幼時の如く寺に奉公に行く場合もあつた（二三八）。



昭和十二年三月二十五日印刷
昭和十二年三月二十八日發行

東京市品川區上大崎長者丸二八四

國民精神文化研究所

電話高輪(44)
二二九九
二二〇〇
二六〇八

(共同印刷株式會社印刷)



Faint, vertical text impressions, possibly bleed-through from the reverse side of the page, are visible in the lower right quadrant. The text is too light to transcribe accurately but appears to be organized in columns.





